

阪神港における港湾運営会社の指定について

平成26年11月
国土交通省港湾局

1. 背景

我が国港湾の国際競争力を強化するため、平成22年8月、阪神港と京浜港の2港を「国際コンテナ戦略港湾」に選定し、平成23年には、阪神港、京浜港の各々に1を限って指定する港湾運営会社が、各港の一体運営を行う港湾運営会社制度の創設等を行う港湾法改正を行った。

また平成26年には、国、港湾管理者、民間の協働体制の構築や、財務基盤の強化のため、本則の港湾運営会社への政府出資を可能とする港湾法改正を行ったところ。(政府出資は本則の港湾運営会社に対してのみ可能)

阪神港では、平成26年10月に、特例港湾運営会社である大阪港及び神戸港の両埠頭株式会社が経営統合し、阪神国際港湾株式会社が設立されていた。

2. 概要

去る10月10日、阪神国際港湾株式会社から、本則の港湾運営会社としての指定申請がなされたところ。今般、厳正な審査を行い、適当と認められるため、11月28日、国土交通大臣が、阪神国際港湾株式会社を、本則の港湾運営会社に初めて指定するもの。

本則の港湾運営会社に指定されることにより、阪神港全体を一体的かつ効率的に運営することになるとともに、政府からの出資を始め、以下の制度の適用が可能となる。(①～③については、特例港湾運営会社の時から引き続き適用)

① 行政財産の貸付け

国際戦略港湾において、その最も重要な事業基盤であるコンテナターミナル等を構成する行政財産(国有港湾施設、港湾管理者が所有する港湾施設)の貸付けを受けることができ、自社施設とあわせ、阪神港のコンテナターミナル全体の一体運営が可能となる。

② 無利子貸付制度

港湾施設を整備する際、無利子貸付制度による支援が最大8割まで適用される。

③ 税制優遇措置

国の無利子貸付け又は補助を受けて新たに整備する荷さばき施設等について固定資産税・都市計画税が軽減(課税標準1/2)される。

④ 政府出資

国、港湾管理者、民間の協働体制構築により、広域集貨など全国的課題へ対応するとともに、会社の財務基盤を強化し、コスト競争力を有するターミナル運営に資する整備を促進するため、政府からの出資を受けることが可能となる。

3. 港湾運営会社指定申請者の概要

- 阪神国際港湾株式会社(所在地 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号)
- 資本金 4億5,000万円
- 設立日 平成26年10月1日
- 代表者 代表取締役会長 犬伏 泰夫(元神戸港埠頭(株)代表取締役社長)
代表取締役社長 川端 芳文(元大阪港埠頭(株)代表取締役社長)